

内管漏えい検査委託の手引き



あしたのハーモニーが響くまち

習志野市

令和3年3月

習志野市企業局

1. 基本要件

(1) 受託者の認定要件

受託者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- ア 習志野市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- イ 継続的に業務を実施することができる事業基盤を有すること。
- ウ 所定の資格を有する要員を一定数以上確保しており、業務に従事させることができること。
- エ 業務に必要な装備を確保しており、業務に使用することができること。
- オ 習志野市企業局（以下、「本市」という。）の供給区域内での業務に支障をきたさない地域に事業所を有すること。
- カ 本市から委託を受けた業務について、本市との間において契約を締結し、契約書を取り交わすこと。

(2) 欠格要件

次のいずれかに該当するときは、受託者となることはできない。

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人。
- イ 法令に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- ウ 破産手続開始の決定を受けた者で、復権を得ていない者。
- エ 反社会的勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。
- オ その他本市が定める要件に該当する者。

(3) 保安水準の確保

本市は、保安水準を確保するため次の事項を受託者に求める

- ア 受託者は、本市が定めた自主保安業務を実施すること。
- イ 受託者は、本市が定めた保安品質、カスタマーサービス等の諸施策に協力すること。（本市保安規程に基づく保安教育、技能習得教育、調査員会議等への参加など）
- ウ 受託者は、本市が実施する業務の実施状況確認のための業務検査に協力すること。また、業務検査結果の指摘・改善事項等に対して、真摯に対応するよう努めること。

(4) 再委託への対応

受託者は、本市から委託を受けた業務を第三者へ委託してはならない。

ただし、書面により本市の承諾を得たときはこの限りではない。

(5) 契約の解除

本市と受託者は、次のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- ア 受託者が、契約に定める義務を履行しないとき、又は履行することができないと認められたとき。
- イ 受託者の責めに帰する事由により、契約の履行が不能になったとき。
- ウ 本市と受託者が協議して契約の解除の同意をしたとき。

- 2 本市は、前項イ又はウの規定により契約を解除したときは、受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。賠償額は、本市と受託者が協議して定める。

2. 定期漏えい検査の要件

(1) 対象

本市は、定期漏えい検査において、本市が自ら実施している範囲を除き委託の対象とする。

(2) 必要な資格及び業務実績

本市は、業務を適正に実施するため、次の事項を受託者に求める

- ア 定期漏えい検査又は開栓時漏えい確認の受託実績が4年以上あること
- イ 業務に従事する検査員は、一般社団法人日本ガス協会の内管検査員資格を有する者であり、本市の実施する研修を受講した者であること
- ウ 業務に従事する検査員は、定期漏えい検査又は開栓時漏えい確認の実績が3か月以上又は内管検査員資格を有する者に1か月以上同行して業務の現場教育を受けること

(3) 業務実施方法

受託者は、法定業務としての厳格性から、次の事項を遵守するものとする

- ア 受託者は、需要家の開閉栓状況に関わらず、契約期間中は、本市が定めた方法によって法定周期（基準日の遵守）を管理すること。
- イ 受託者は、本市が指定するシステムや携帯端末等を活用し、業務を管理すること。

(4) 自主保安業務の実施

受託者は、本市の定める自主保安業務を定期漏えい検査時に実施するものとし、実施内容は次のとおりとする。

- ア 問診
- イ 灯外内管の経路等確認
- ウ 灯外内管の露出部分の外観検査
- エ 漏えい検知装置及び漏えい表示の有無の確認（マイコンメーター）
- オ 灯内内管の経路確認
- カ 灯内内管の露出部分の外観検査
- キ 誤操作防止キャップ取付
- ク 点検結果のお知らせ
- ケ 記録の保存

3. 開栓時漏えい確認の要件

(1) 対象

本市は、開栓時漏えい確認において、本市が自ら実施している範囲を除き委託の対象とする。

(2) 必要な資格及び業務実績

本市は、業務を適正に実施するため、次の事項を受託者に求める

- ア 定期漏えい検査又は開栓時漏えい確認の受注実績が4年以上あること
- イ 業務に従事する検査員は、一般社団法人日本ガス協会の内管検査員資格を有する者であること
- ウ 業務に従事する検査員は、定期漏えい検査又は開栓時漏えい確認の実績が3か月以上又は内管検査員資格を有する者に1か月以上同行して業務の現場教育を受けること

(3) 体制確保

受託者は、開栓時漏えい確認を受注するにあたり、以下の体制を確保するものとする。

ア 受託者は、転出入の繁忙期においても対応できる体制を確保すること。

イ 受託者は、長期休暇においても一定の業務体制を確保すること

(4) 自主保安業務の実施

受託者は、本市の定める自主保安業務を開栓時漏えい確認時に実施するものとし、実施内容は次のとおりとする。

ア 灯内内管の経路確認

イ 灯内内管の漏えい有無の確認

ウ 漏えい検知装置及び漏えい表示の有無の確認（マイコンメーター）

エ 灯内内管の露出部分の外観検査

オ 記録の保存

4. その他

(1) 受託するための手順・手続き

本市は、受託希望者に対する相談窓口並びに受託するための手順及び手続きを以下のとおり定める

ア 定期漏えい検査の受託に関する相談窓口

習志野市企業局工務部ガス水道保安課

住 所：千葉県習志野市藤崎1丁目1番13号

電 話：047-475-3321

F A X：047-477-8984

メール：hoan-k@city.narashino.lg.jp

イ 開栓時漏えい確認の受託に関する相談窓口

習志野市企業局業務部営業料金課 ※

※令和3年4月1日より、料金課から課名変更となります。

住 所：千葉県習志野市藤崎1丁目1番13号

電 話：047-475-3321

F A X：047-477-8984

メール：ryoukin-k@city.narashino.lg.jp

ウ 受託するための手順及び手続き

①本市入札参加資格者名簿への登載を申請する ※

②見積業者として指名される

③見積競争の実施後、最低価格（かつ予定価格の範囲内の見積額を提示した者）見積者を契約候補者とする

④業務の実施年度における公営企業会計予算が成立された後、契約を締結する

※名簿業種「物品及び委託」に係る本市の入札参加資格者名簿に登載されており、営業種目（大分類）「08施設等運転管理他」、取扱品目（中分類）「06ガス内管消費機器調査」の登録があること。